**築上町移住・定住促進に向けた認知度獲得及び魅力ＰＲに係る**

**広報業務委託事業者選定プロポーザル実施要領**

**１　目的**

本要領は、「築上町移住・定住促進に向けた認知度獲得及び魅力ＰＲに係る広報業務」（以下「本業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者（以下「受託者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定める。

**２　業務概要**

（１）業務名

　　　築上町移住・定住促進に向けた認知度獲得及び魅力ＰＲに係る広報業務

（２）業務目的

　　　人口減少の局面にある築上町において、地域社会を持続可能なものとするための施策の１つとして、近隣地域（福岡県（特に北九州地区※）及び大分県北部）の子育て世代（２５～４５歳）をターゲットに移住・定住施策に取り組んでいる。

　　　本業務は、ターゲット層に対し、移住・定住先の候補地として築上町の認知獲得及び築上町の魅力をＰＲすることにより、築上町への移住のための足掛かりを築くことを目的とする。

　　※　北九州地区・・・北九州市、中間市、行橋市、豊前市、

遠賀郡（岡垣町・芦屋町・水巻町・遠賀町）、

京都郡（苅田町・みやこ町）、築上郡（築上町・吉富町・上毛町）

（３）業務内容

　　　別紙 築上町移住・定住促進に向けた認知度獲得及び魅力ＰＲに係る広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（４）委託期間

　　　契約締結の日から令和６年３月１５日（金）まで

（５）提案限度額

　　　４，０００千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

**３　参加資格**

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）過去３年以内に、同種・同等の業務実績があること。

（２）地方自治法施行令（平成２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当していないこと。

（３）築上町暴力団排除条例（平成２２年条例第１号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

（４）国税及び地方税について未納がないこと。

（５）町及び他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

**４　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始日 | ５月１９日（金） |
| 質問締切日 | ５月３０日（火）１７時 |
| 質問回答期限 | ６月１日（木） |
| 参加表明書提出期限 | ６月７日（水）１７時 |
| 企画提案書等提出期限 | ６月１４日（水）１７時 |
| プレゼンテーション | ６月２６日（月） |
| 審査結果の通知 | ６月２９日（木）頃 |
| 契約締結 | ７月上旬頃 |

※　各実施期間または期限は、都合により変更される場合がある。

**５　質問及び回答**

　　本プロポーザルの実施に関する質問を次の方法により受け付ける。

（１）受付期間：令和５年５月１９日（金）～３０日（火）１７時

（２）質問方法：「質問書」（様式５）を電子メールにて下記に送付すること。

　　　　　　　　なお、メール送信後に電話にて連絡をすること。

　　　　　　　　【送付先】

　　　　　　　　　kikakukeikaku@town.chikujo.lg.jp

　　　　　　　　【電話番号】

　　　　　　　　　０９３０‐５６‐０３００（内線３２１）

（３）回答方法：令和５年６月１日（木）までに町ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

**６　参加表明書の提出**

（１）提出期限：令和５年６月７日（水）１７時　※必着

（２）提出書類：参加表明書（様式１）　１部

（３）提出方法：持参又は郵送（送付記録が残る方法に限る。）

（４）提出先：〒829-0392　福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2

築上町　企画財政課　企画計画係

**７　企画提案書等の提出**

（１）提出期限：令和５年６月１４日（水）１７時　※必着

（２）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 留意事項 |
| １ | 会社概要（様式２） |  |
| ２ | 業務実績（様式３） | 記載した業務実績の契約書の写し及び履行内容が確認できる書類（仕様書又は成果物等）を必ず添付すること。 |
| ３ | 企画提案書（任意様式） | 「８.企画提案書の作成について」の記載内容を遵守すること。 |
| ４ | 参考見積書（様式４） |  |
| ５ | 国税及び地方税に滞納がない証明書  （発行後３ヵ月以内・写しでも可） |  |

（３）提出部数

　　　代表者印を押した正本１部、副本１０部

（４）提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法に限る。）

（５）提出先

　　　〒829-0392　福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2

築上町　企画財政課　企画計画係

**８　企画提案書の作成について**

　・企画提案書は１事業者につき１提案までとする。

・企画提案書の用紙のサイズはＡ４サイズとする。

・仕様書を参照のうえ、企画提案書を作成すること。また、次の事項に関する提案は必ず記載すること。

（１）提案概要

　　　　本事業の受託に関する提案概要、特徴、取組方針などを記載すること。

（２）業務遂行体制

　　　　業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

（３）具体的な業務内容

　　　　①雑誌特集ページを活用した広報

　　　　②ＷＥＢ及びＳＮＳ等を活用した情報発信

　　　　③町のキャッチコピー作成

（４）業務スケジュール

・企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現を用いること。また、専門用語については、用語説明を記載すること。

・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、企画提案書の部分的な差し替えは認めない。

**９　審査方法**

　　受託希望者の提出書類に基づく質疑応答を含むプレゼンテーションを実施する。受託希望者の提出資料及びプレゼンテーションの結果を基に、町が設置する選定委員会による審査を行い、受託希望者の順位を決定する。受託希望者の提出書類及びプレゼンテーションについては、各審査項目に基づき採点を行う。

　なお、応募多数（４社以上）の場合、プレゼンテーションを行う事業者を、提出書類をもとに選考する場合がある。

※　応募事業者が１事業者のみであっても各審査項目の合計点が６割を上回る場合は受託希望者として選定する。

（１）プレゼンテーション

①　プレゼンテーションの実施予定日については、令和５年６月２６日（月）とする。詳細については、６月１５日（木）以降に通知する。なお、会場は築上町役場の会議室を予定している。

②　プレゼンテーションは、１事業者２０分以内、質疑応答１０分、計３０分間とし、順次個別に行う。なお、プレゼンテーション用の機器等の準備時間はプレゼンテーションの時間に含まれない。

③　受託希望者の出席者は３名以内とする。

④　提案書類等、紙面によるプレゼンテーションも可能であるが、パソコンを使用する場合は、受託希望者側で用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクターの機器は当町が用意するものとする。

　※　プロジェクターはＨＤＭＩケーブルで接続可能

（２）審査項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 審査項目 | 評価ポイント | 配点 |
| 業務遂行体制  （配点１５点） | 業務内容等の理解 | ・仕様書に示された業務目的を理解し、目的達成のための魅力的な提案となっているか。 | ５点 |
| 体制 | ・業務を適正かつ確実に遂行できる組織体制、専門スタッフを有しているか。 | ５点 |
| 実績 | ・業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。 | ５点 |
| 具体的な業務内容  （配点６５点） | 雑誌特集ページを活用した広報 | ・雑誌の発行部数、特集ページの枚数・特集回数等について妥当なものであるか。  ・写真撮影、画像・記事の作成技術は、専門的で魅力あるものか。 | ２０点 |
| ＷＥＢ及びＳＮＳ等を活用した情報発信 | ・ターゲット層へ情報発信を適切に行うことができるか。  ・発信力のある媒体を使用しているか。  ・写真撮影、画像・動画・記事の作成技術は、専門的で魅力あるものか。 | １５点 |
| 町のキャッチコピー作成 | ・築上町の認知度獲得及び魅力ＰＲのためのキャッチコピーを町と協力しながら作成できる体制が整っているか。 | １５点 |
| 受託希望者からの提案業務 | ・目的達成のための魅力的な提案であるか。 | １５点 |
| 業務スケジュール  （配点５点） | 業務スケジュールの内容 | ・スケジュールが具体的に設定され、実現性、妥当性があるか。 | ５点 |
| 参考見積書  （配点５点） | 積算の妥当性 | ・業務内容に係る経費が適切かつ妥当な価格となっているか。 | ５点 |
| プレゼンテーション  （配点１０点） | プレゼンテーション内容 | ・プレゼンテーションの内容が分かりやすく、説得力が感じられるか。  ・本業務に対する取組み意欲が高く、熱意が感じられるか。 | １０点 |
| 計 | | | １００点 |

（３）受託候補者の選定方法

　　　選定委員会の各委員が（２）審査項目により評価した得点を合算し、総合点の最も高い順に順位をつける。

（４）審査後の通知

　　　選定委員会による順位決定後、速やかに受託希望者に対し、順位を通知するとともに、受託希望者第一順位の事業者（以下「第一受託候補者」という。）と受託内容の確認等を行う。

（５）審査後の手続き

　　　第一受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認その他の受託条件について合意した後に委託契約を締結する。

　　　ただし、第一受託候補者と契約条件について合意に達しなかった場合、次点の受託候補者と契約協議を行う。

**１０　その他**

（１）本業務に係るプロポーザル参加に要する費用は、すべて受託希望者の負担とする。

（２）企画提案書等提出期限終了後の提出書類の修正及び変更は原則として認めない。

（３）提出書類は返却しない。

（４）本プロポーザルは、受託希望者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再度調整を行ったうえで、契約を締結する。

（５）提案された参考見積額は、契約金額を保証するものではない。

（６）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、関係法令に基づき、提出書類を開示する場合がある。

（７）契約については、築上町財務規則（平成１８年１月１０日規則第３８号）に基づき締結する。